資料2－3

経済産業省
関東経済産業局

関東経済産業局とりまとめ「カーボンニュートラルと地域企業の対応」の
最新版は以下の二次元コードからダウンロードいただけます

令和６年度経済産業省関連施策について

令和６年６月

関東経済産業局　資源エネルギー環境部

カーボンニュートラル推進課

【参考】 中小企業等向けの主な支援策

- GXの取組は、カーボンニュートラル対策について知る、自社の排出量等を把握する、排出量等を削減するというステップで進めるとともに、サプライチェーンにおけるグリーン化の推進が重要。
- 相談窓口の設置や、設備投資や事業転換に活用できる補助金等、中小企業等の各段階に応じた支援策を展開している。

支援策の例

カーボンニュートラル対策について知る

- 中小機構のカーボンニュートラル・オンライン相談窓口
- 省エネお助け隊

自社の排出量等を把握する

- 省エネお助け隊
- 省エネ最適化診断
- IT導入補助金

排出量等を削減する・サプライチェーンにおけるグリーン化

- 省エネ補助金
- 省エネルギー設備投資に係る利子補給金
- CEV補助金
- CN投資促進税制
- 低炭素リース信用保険
- ものづくり補助金
- 事業再構築補助金
- 自動車部品サプライヤー支援事業
- J-クレジット制度

（出典）GX実行会議（第４回）資料１： https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/dai4/siryou1.pdf

【参考】中小・中堅企業のGX推進に向けた施策の強化

- 中小・中堅企業のGXに向けて、中小機構の**CN相談窓口**から、専門的な**省エネ診断**に至るまで、きめ細やかな体制を整備。よろず支援拠点や商工会議所等においても、経営相談に来るGXに意欲のある事業者に窓口を紹介。
- さらに、省エネ設備の投資支援を含めて、**支援メニューを抜本強化**。

きめ細やかな相談受付体制

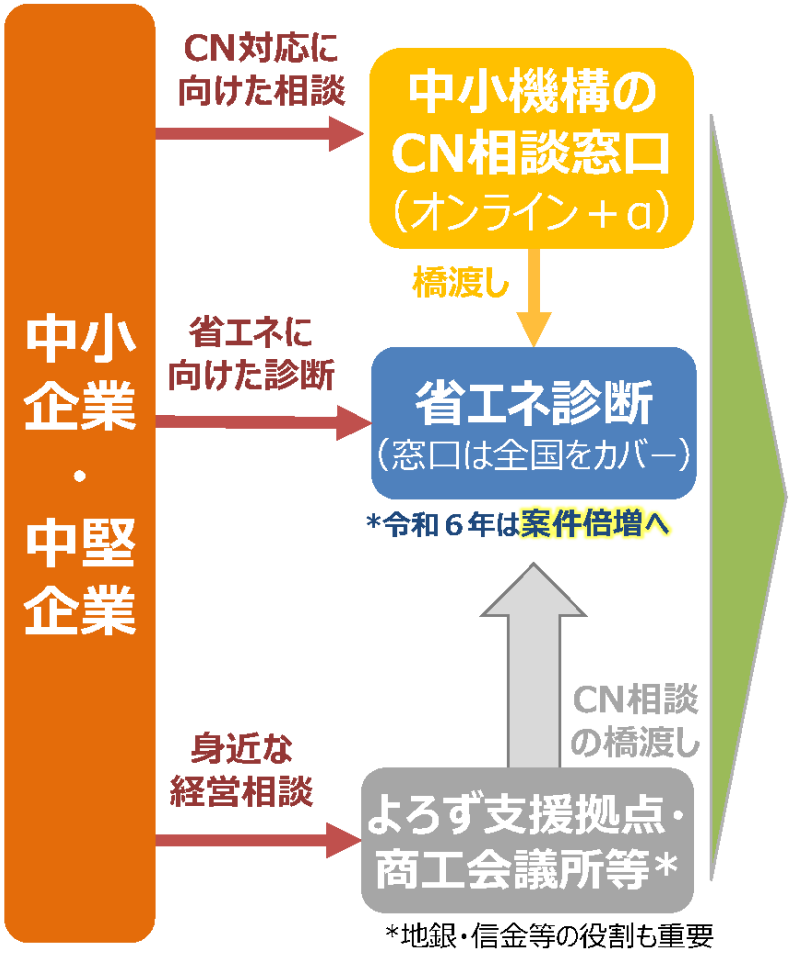

活用し得る支援メニュー（例）

1．省エネ補助金　今後３年間で7,000億円規模の支援策

【令和５年度補正：1,160億円／国庫債務負担行為を含む総額は、2,325億円】

- 工場のボイラや工業炉、ビルの空調設備や業務用給湯器などの設備更新を支援する「省エネ補助金」について、複数年の投資計画に切れ目なく対応する仕組みを適用。また、中小企業等による脱炭素につながる電化・燃料転換を促進する類型を新設。

2．建築物のゼロエミッション化等

【令和５年度補正：111億円／国庫債務負担行為を含む総額は339億円】

- 高効率の空調や照明、断熱材等の導入を一体で進めることで、既存の業務用建築物（オフィス、教育施設、商業施設等）を効率的に省エネ改修する支援策を新設。

3．CN投資促進税制

- 産競法の計画認定を受けた脱炭素化に資する設備導入を促進。適用期間を長期化（認定期間：2年以内＋設備導入期間：認定日から3年以内）するとともに、中小企業に対する措置を拡充。（税額控除（最大14%）又は特別償却50%）

4．低炭素リース信用保険制度

- 中小企業等がリースによる低炭素設備の導入を行いやすくするため、「低炭素投資促進機構（GIO）」がリース事業者のリスクを一部補完（50%を保険金として支払い）。

5．ものづくり補助金／事業再構築補助金

【2,000億円の内数（令和５年度補正）／6,000億円規模の基金の内数】

- GXに資する革新的な製品・サービスの開発、技術開発や人材育成を伴うグリーン分野への業態転換等を支援。

（出典）GX実行会議（第１１回）資料１：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/dai11/siryou1.pdf

経済産業省の中小企業のカーボンニュートラル支援策

- 経済産業省のホームページにて中小企業のカーボンニュートラル支援策をとりまとめて公開。

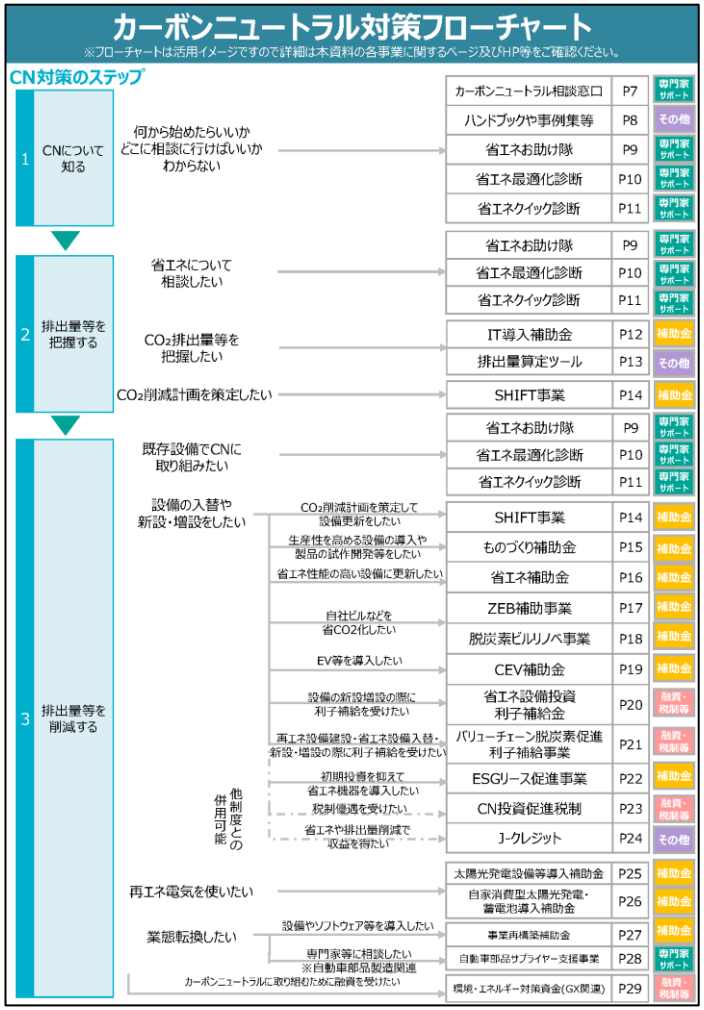

（出典）経済産業省ホームページ：https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/pamphlet/pamphlet2022fy01.pdf

支援策（オンライン相談窓口）

STEP1 CNについて知る ＞ STEP2 排出量等の把握 ＞ STEP3 排出量等の削減

専門家サポート　大企業　中堅企業　中小小規模　相談　情報収集

カーボンニュートラル相談窓口

カーボンニュートラルにこれから取り組む事業者、
既に取り組んでいる事業者の様々な相談に対応

- 何から始めたらいいか分からない
- 経営にどう活かしたら？
- 取引先にアピールしたい

中小企業基盤整備機構では、中小企業・小規模事業者を対象に、カーボンニュートラル・脱炭素に関する相談について、専門家による対面及びweb相談を実施しています。

- 経験豊富な専門家によるアドバイス
- 無料で何度でも
- オンライン窓口もあるため全国どこからでも相談可能

詳細　独立行政法人 中小企業基盤整備機構
https://www.smrj.go.jp/sme/consulting/sdgs/favgos000001to2v.html

支援策（省エネお助け隊）

STEP1 CNについて知る ＞ STEP2 排出量等の把握 ＞ STEP3 排出量等の削減

専門家サポート　大企業　中堅企業　中小規模　省エネ　相談　情報収集

省エネお助け隊

【中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化取組支援事業）】

地域の専門家と協力して作られた
「省エネ支援団体」による手厚いサポート

- 何から始めたらいいか分からない
- 省エネ診断後もサポートを受けたい
- 効率的に省エネを進める方法は？

省エネお助け隊は、各地域に存在する地域密着型の省エネ支援団体です。中小企業等の省エネ取組に対して、事前ヒアリング・事前打ち合わせ、省エネ診断・支援を通し、現状把握から改善まできめ細やかなサポートをします。

- 省エネと経営の専門家集団が支援
- 自社の域内の省エネお助け隊に相談が可能
- 設備のチューニング、設備更新の計画立案、資金計画のアドバイス等が可能

詳細　省エネお助け隊
https://www.shoene-portal.jp/

「省エネお助け隊」は経済産業省の補助事業である
令和6年度地域エネルギー利用最適化取組支援事業で活動しています。

省エネお助け隊による 省エネ診断 のご案内

こんな方におすすめ
- 省エネに詳しい人材がおらず、何から手を付けたら良いか分からない
- 投資コストを抑えてできる省エネ取組を教えて欲しい
- エネルギーコスト削減のために事業所全体で取組めることを洗い出して欲しい

省エネ診断では、事業所全体のエネルギー使用状況を把握し、
省エネできる項目を洗い出し、

情報収集・現場調査

エネルギー使用
運用状況の分

実際に省エネ診断を受診した人

- 専門家の視点で的確なアドバイスをいただけ
- 投資0で始められる省エネ取組の提案もあり
- 事業所全体を細かく診断し、1つ1つ丁寧に

省エネ

無料

01 事前ヒアリング
貴社のニーズや必要情報を確認します。

02 診断前打ち合わせ
ご希望に応じて無料で対面での打ち合わせも実施可能です。

「省エネお助け隊」は経済産業省の補助事業である
令和6年度地域エネルギー利用最適化取組支援事業で活動しています。

省エネお助け隊による 省エネ伴走支援 のご案内

こんな方におすすめ
- 更新する設備の経済性を加味した最適な仕様を調査して欲しい
- 補助金・融資・税制優遇の情報提供および申請のサポートをして欲しい
- 省エネ取組を継続的に進めるにあたりマニュアル整備のサポートをして欲しい

省エネお助け隊やその他診断機関が実施した省エネ診断結果を基に
省エネ取組を一緒に進めていくためのサポートをいたします。

計測による エネルギーロスの把握

運用コスト低減に繋がる 設備のチューニング

設備更新の 仕様検討・効果検証

金融機関への 融資のサポート

実際に省エネ伴走支援を受診した人の声

- 補助金申請の相談にも気軽に乗っていただけた。
- 社内一丸となって取組むモチベーションアップとなった。
- 現状の取組みの定量的な評価により、何に注力して取組むべきか明確になった。

省エネ伴走支援の流れ

無料

01 事前ヒアリング
診断報告書を確認のうえ、支援内容を検討します。

02 支援前打ち合わせ
ご希望に応じて無料で対面での打ち合わせも実施可能です。

費用総額の9割補助

03 省エネ伴走支援実施
専門家による支援を進めていきます。

04 報告会
支援内容の報告をもって支援完了です。

支援策（省エネ最適化診断）

STEP1 CNについて知る ＞ STEP2 排出量等の把握 ＞ STEP3 排出量等の削減

専門家サポート　大企業　中堅企業　中小小規模

省エネ　再エネ　相談　情報収集

省エネ最適化診断

【中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（エネルギー利用最適化診断等事業）】

「省エネ診断」と「再エネ提案」の組み合わせで
「コスト削減」と「脱炭素化」の同時達成

- 費用をかけずに省エネ改善を行いたい
- 脱炭素化に向けてアドバイスがほしい
- エネルギーをムダ使いしている箇所は?

省エネ最適化診断は、「省エネ診断」による使用エネルギー削減に加え、「再エネ提案」を組み合わせることで、脱炭素化を加速するサービスです。

- 専門家による訪問診断
- 診断結果・改善提案をまとめた報告書の説明
- 公的補助金等との連携

詳細　一般財団法人　省エネルギーセンター
https://www.shindan-net.jp/

「省エネ診断」と「再エネ提案」の組み合わせで「コスト削減」と「脱炭素化」の同時達成

世界的な脱炭素化の流れの中、中小企業等の中小規模事業者にとっても脱炭素化は避けて通れない喫緊の課題となっています。「省エネ」は最も脱炭素化に有効な手段ですが、省エネ最適化診断は、更に一歩推し進め、「省エネ診断」による使用エネルギー削減に加え、「再エネ提案」を組み合わせることで、脱炭素化を加速するサービスです。

省エネ最適化診断の特徴

3つのステップでご支援

省エネ診断＋再エネ提案 ▶ 改善提案のご説明 ▶ フォローアップ ▶

- 省エネの徹底
- 再エネの導入
- IoT/AIの活用

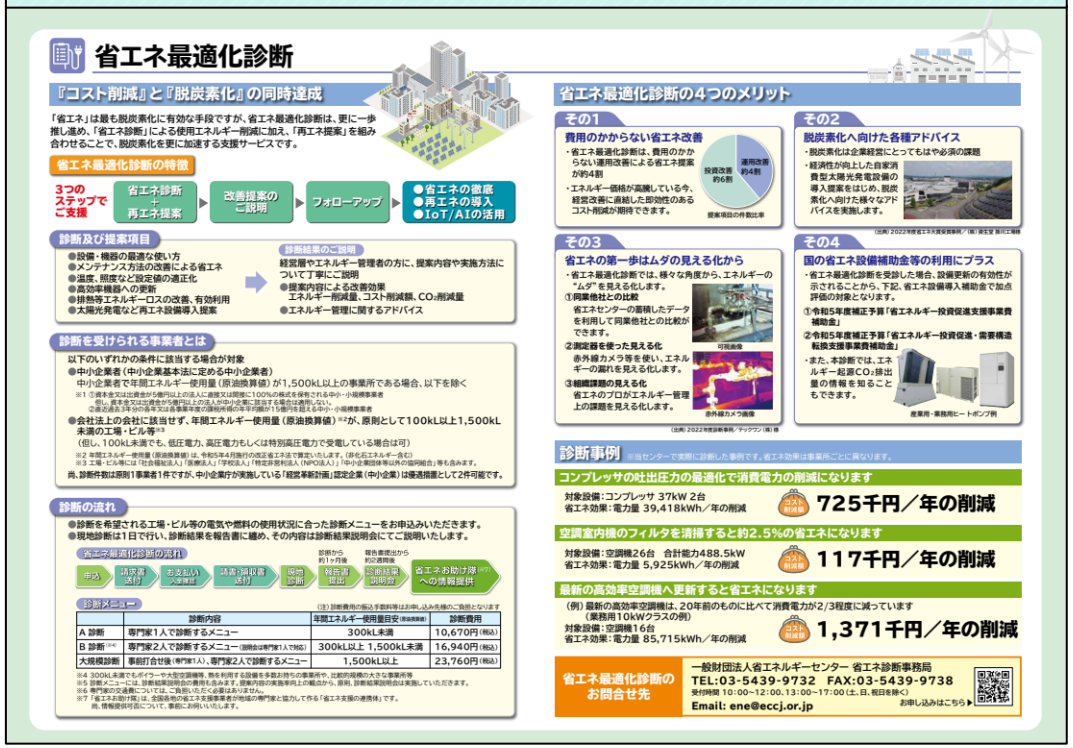

支援策（省エネクイック診断）

STEP1 CNについて知る ＞ STEP2 排出量等の把握 ＞ STEP3 排出量等の削減

専門家サポート　大企業　中堅企業　中小小規模　省エネ　相談　情報収集

省エネクイック診断

【中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費
（中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業）】

気になる設備１つからでも省エネ診断を受診可能

- 省エネ診断を短時間で受診したい
- 費用をかけずに省エネ改善を行いたい
- 設備更新の判断材料がほしい

省エネの専門家が、工場・ビル・事務所・店舗・病院・福祉施設・学校・宿泊施設などを訪問し、エネルギーの無駄遣いや省エネのヒントを見つけます。

- 希望にあわせた設備ごとのプランを準備
- 診断結果・改善提案をまとめた報告書の説明
- 設備更新に活用できる補助金などを各事業所に合わせてご提案

詳細　一般社団法人環境共創イニシアチブ
https://shoeneshindan.jp/

令和５年度補正予算　中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費
（中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業）

省エネクイック診断

1 省エネクイック診断とは？

省エネの専門家が飲食店・工場・ビル等を訪問し、エネルギー管理状況の診断を実施します。設備・機器の運用改善や設備投資の提案を行うことで、エネルギーコスト削減に協力します。

2 こんな方におすすめ!!

- ☑ 光熱費を下げたい
- ☑ 気になる設備（空調など）の省エネアドバイスを受けたい
- ☑ すぐにできる省エネ取組みを知りたい

3 3つのクイックポイント

契約から報告会までの期間
最短１か月

短時間でニーズに応じた診断が可能

即日実行可能な運用改善をご提案

～簡単5ステップで設備をクイック診断～

①申し込み：特設WEBサイトからお申込み
→ ②事前調整：日程・詳細の調整
→ ③現地診断：専門家が現地訪問し省エネ診断を実施
→ ④診断報告：診断報告書に基づき専門家が診断結果を報告
→ ⑤お支払い：診断機関へ料金のお支払い
→ 完了！

省エネ診断の比較

ニーズ	クイックな診断をご希望の場合	工場・ビル全体の包括的な診断をご希望の場合	診断後の省エネ取組までのサポートをご希望の場合
名称	①省エネクイック診断	②省エネ最適化診断	③省エネお助け隊
概要	希望する工場・ビルの設備１つから、安価かつ短時間で診断を実施。 低コストで、運用改善、投資改善について効果的な省エネのアドバイスを受けられる。	約１日の診断で、工場・ビル等全体のエネルギーのムダを確認。 さらに希望があれば、「IoT診断」でデータに基づく詳細な診断を受けられる。	省エネ診断に加え、診断後の設備導入、金融機関の紹介、自治体支援策の紹介等まで一貫して支援。 省エネに限らず、経営の専門家も所属するため、様々な相談に対応可能。
診断機関	登録診断機関 （空調やボイラのメーカーや、電力会社、エネマネ事業者等の民間企業も実施。）	（一財）省エネルギーセンター （エネルギー管理士等の資格や同等の力量、診断経験を有し、同センターに登録された「エネルギー使用合理化専門員」）	省エネお助け隊 （地域に拠点を有し、中小企業支援を行う団体。省エネコンサル企業や地銀シンクタンク等が活動。）
診断費用（税込）	診断を希望する設備の数に応じて、以下のプランから選択可能。 ・設備単位プラン(1設備)：5,500円 ・まるっとプラン (3設備)：16,500円 ※過去３年以内に受診した省エネ診断と同一の設備について、設備の稼働状況に大きな変更が無く、同一の登録診断機関又は専門家による診断を受ける場合、以下の効果測定コースを選択可能。 ・設備単位プラン(1設備)：3,850円 ・まるっとプラン (3設備)：11,550円	事業所の規模や対象設備の種類に応じて、以下の診断メニューから決定。 ・A診断（専門家１名）　：10,670円 ・B診断（専門家２名）　：16,940円 ・大規模診断（専門家２名）：23,760円 ※最適化診断受診後、データに基づく詳細な診断を活用可能。 ・IoT診断（専門家１名）：16,940円	事業所の規模や対象設備の種類に応じて、以下の診断メニューから決定。 ・50kl診断：7,304円 ・300kl診断：14,608円 ・1,500kl診断：20,086円 ・3,000kl診断：25,564円 ・カスタム診断：総額の１割 （3,000kl超の大規模な事業所向け。） ※診断受診後、課題やニーズに応じた伴走支援を活用可能。 ・カスタム伴走支援：総額の１割
活用事例・詳細	https://shoeneshindan.jp/guide/about/	https://www.shindan-net.jp/case/	https://www.shoene-portal.jp/support-information/casestudy/
申込／問合せ先	事務局（SII）ページにて、登録診断機関のリストを掲載しています。以下ページより、ご希望の診断機関を選択のうえ、直接ご相談・お申込みください。 https://shoeneshindan.jp/guide/search/	省エネルギーセンター「省エネ・節電ポータルサイト」にて、申請書を掲載しています。以下ページより、直接ご相談・お申込みください。 https://www.shindan-net.jp/service/shindan/entry.html?=apply	事務局（SII）ページにて、省エネお助け隊のリストを掲載しています。以下ページより、お近くの省エネお助け隊を選択のうえ、直接ご相談・お申込みください。 https://www.shoene-portal.jp/consultation/

作成：（一財）省エネルギーセンター・（一社）環境共創イニシアチブ

支援策（省エネ補助金）

STEP1　CNについて知る ＞ STEP2　排出量等の把握 ＞ STEP3　排出量等の削減

補助金　大企業　中堅企業　中小小規模　　省エネ　設備

省エネ補助金

①【省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金】
②【省エネルギー投資促進支援事業費補助金】

省エネルギー性能の高い設備や機器
への更新等を支援

- 省エネ性能の高い設備へ更新したい
- オーダーメイドで設備の更新を行いたい
- 使用エネルギーを把握し効率的な省エネに取り組みたい

省エネルギー性能の高い設備及び機器への更新等について、(Ⅰ)工場・事業場型、(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型、(Ⅲ)設備単位型、(Ⅳ)エネルギー需要最適化型の４つの類型から、経費の一部を支援します。

- 対象の設備が指定されており、選択制(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)
- 上記以外の、自社の目的に合わせて設計した設備への更新も対象（Ⅰ）
- 複数年の投資計画に切れ目なく対応できる仕組みを創設（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ）

詳細　省エネ補助金特設サイト
https://syouenehojyokin.sii.or.jp/?utm_source=other&utm_medium=cpc&utm_campaign=banner&utm_id=cp037

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金では、設備導入を行う補助事業を3つの類型から選ぶことができます。

	(Ⅰ)工場・事業場型		新たな支援策 (Ⅱ)電化・脱炭素燃転型	(Ⅳ)エネルギー需要最適化型
事業	ⓐ先進設備・システムの導入 資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した先進設備・システムへ更新等する事業	ⓑオーダーメイド型設備の導入 機械設計が伴う設備または事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等(オーダーメイド型設備)へ更新等する事業	ⓒ指定設備のうち電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入 化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う指定設備等へ更新する事業	ⓓEMS(エネルギーマネジメントシステム)機器の導入 SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化及びエネルギー需要最適化を図る事業
要件	申請単位において、原油換算量ベースで、以下いずれかの要件を満たす事業	申請単位において、原油換算量ベースで、以下いずれかの要件を満たす事業	電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。(ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ)	申請単位において、「EMSの制御効果」と「省エネ診断等の運用改善効果」で、以下の要件を満たす事業
	①省エネ率+非化石割合増加率:30%以上 ②省エネ量+非化石使用量:1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率:15%以上(注) ※複数の対象設備(ⓐⓑⓒ)を組み合わせて申請する場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと。 ※非化石転換の場合も増エネ設備となる事業は対象外	①省エネ率+非化石割合増加率:10%以上 ②省エネ量+非化石使用量:700kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率:7%以上(注) ※複数の対象設備(ⓐⓑⓒ)を組み合わせて申請する場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと。 ※非化石転換の場合も増エネ設備となる事業は対象外	対象設備は、SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した以下の指定設備。 ①産業ヒートポンプ　④高効率コージェネレーション ②業務用ヒートポンプ給湯器　⑤高性能ボイラ ③低炭素工業炉 ※上記①～⑤に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」のうち、電化・脱炭素燃転に資するとして指定した設備も対象となる。	省エネ率:2%以上
補助対象経費	補助対象経費*1 設計費・設備費・工事費		補助対象経費 設備費のみ (電化の場合は付帯設備も対象)	補助対象経費*1 設計費・設備費・工事費
補助率	中小企業者等*2 2/3以内 大企業*3、その他*4 1/2以内	中小企業者等*2 1/2以内 大企業*3、その他*4 1/3以内	1/2以内	中小企業者等*2 1/2以内 大企業*3、その他*4 1/3以内
補助金限度額	補助金限度額 ()内は非化石申請時 【上限額】15億円/年度(20億円/年度) 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は30億円(40億円) ※連携事業の上限額は30億円(40億円)	補助金限度額 ()内は非化石申請時 【上限額】15億円/年度(20億円/年度) 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は20億円(30億円) ※連携事業の上限額は30億円(40億円)	補助金限度額 ()内は電化の場合 【上限額】3億円/事業全体(5億円/事業全体) 【下限額】30万円/事業全体 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は3億円(5億円)	補助金限度額 【上限額】1億円/事業全体 【下限額】100万円/事業全体 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は1億円

いずれの類型も複数年の投資・事業計画に切れ目なく対応。複数年度事業に申請するための条件等は、公募要領等をご確認ください。

＊省エネ法特定事業者等の要件について　年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kl以上である事業者(省エネ法特定事業者等)は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度に参加宣言していることを要件とする。

＊連携事業、工場・事業場間一体省エネルギー事業　(Ⅰ)工場・事業場型において、複数の事業所間一体で取り組む省エネルギー化事業は、連携事業(複数の事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理)や工場・事業場間一体省エネルギー事業(同一事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理)として申請することができます。詳しくは公募要領等をご確認ください。

GX要件について

本事業は、2050年カーボンニュートラルに向けた「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(GX推進戦略)」(令和5年7月閣議決定)における「GX経済移行債を活用した先行投資支援」の取り組みを通じて経済成長を実現し社会システムの変革へ挑戦し前進(グリーントランスフォーメーション。以下「GX」という。)する取り組みの一環として位置づけられた事業である。
先行投資支援の基本原則として、「企業が経営革新にコミットメントすることを大前提として、技術の革新性や事業の性質等により、民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業を対象とする」ことが定められている。
本事業の(Ⅰ)工場・事業場型、(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型に申請する場合は、右記の要件を満たすこと。

❶GX推進への取組に関する要件
- 民間企業(※)は、SIIのホームページで公表するフォーマットに公募要領記載の取組内容を記入又は、意思を表明し、申請すること。
- 一部の要件について、温暖化対策法における算定報告制度に基づく2020年度CO₂排出量が20万t未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、本事業により見込まれる省エネ効果を含めた省エネ計画の提出をもって、これに替えることができる。

※ 会社法上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)に該当する法人

❷低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業等に関する要件
- 石炭・石油等からガス等のより低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業又は、継続して化石燃料を使用する事業を実施する補助対象事業者に対しては、公募要領記載のコミットメントを求める。
- 交付申請時には、申請者にコミットメントに対する意思表明を求める。なお、省エネ法上の特定事業者等については、コミットメントの内容を省エネ法の中長期計画書に記載すること。

(注) エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつ、エネルギー消費量が増加する事業に限る。
※1 (Ⅰ)(Ⅳ)類型共通で投資回収年数が5年以上、経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1kl以上の事業であること。トップランナー制度対象機器を導入する場合は、トップランナー基準を満たす機器であること。「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)※みなし大企業を含む」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること。導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できること。
※2 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。
※3 大企業とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお大企業は次のいずれかの申請要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。
・省エネ法の事業者クラス分け評価制度において「Sクラス」または「Aクラス」に該当する事業者(2次公募に申請する場合、以下の※を満たすこと)
※「Sクラス」については、公募締切時点で「令和5年定期報告書分」として資源エネルギー庁ホームページにて、「Sクラス」として公表されていることが確認できる事業者
※「Aクラス」に該当する事業者として申請する場合は、令和5年定期報告書「特定第4表事業者の過去5年度間のエネルギー使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況」を提出すること。
・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者
※4 その他とは、みなし大企業に該当する法人又は会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人超えの法人。

工場・事業場全体や電化・脱炭素目的の燃転を伴う設備更新で省エネをご検討の方	汎用的な設備更新で省エネをご検討の方
省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金 Ⅰ　Ⅱ　Ⅳ → 事業の詳細はこちら	省エネルギー投資促進支援事業費補助金 Ⅲ　Ⅳ → 事業の詳細はこちら

2次公募期間　2024年5月27日(月)～7月1日(月)

支援策（IT導入補助金）

STEP1 CNについて知る ▶ STEP2 排出量等の把握 ▶ STEP3 排出量等の削減

補助金　大企業　中堅企業　中小小規模　生産性向上

IT導入補助金（通常枠）

労働生産性の向上を目的とした
ITツール等の導入を支援

- 排出量を算定し、排出削減の検討に繋げたい
- 生産性の向上を図りたい
- サプライヤーから排出量の削減を求めらていれる

中小企業等が自社の課題やニーズに合ったITツールを導入することで生産性向上を図る取組を、IT導入補助金によって支援します。

※本事業は生産性向上を目的とする事業であり、申請の際は生産性の向上を図る事業計画を策定・提出いただく必要があります。

取組イメージ

工場での排出量を算定する、算定ツールの導入を行い、
・工場単位での排出量の算定・管理
・適切な排出削減の方法の検討
に取り組む。

設備に対し、エネルギーマネジメントシステムの導入を行い、
・生産性の向上
・求められる精度での製品単位排出量の算定
に取り組む。

詳細　IT導入補助金2024
https://it-shien.smrj.go.jp/

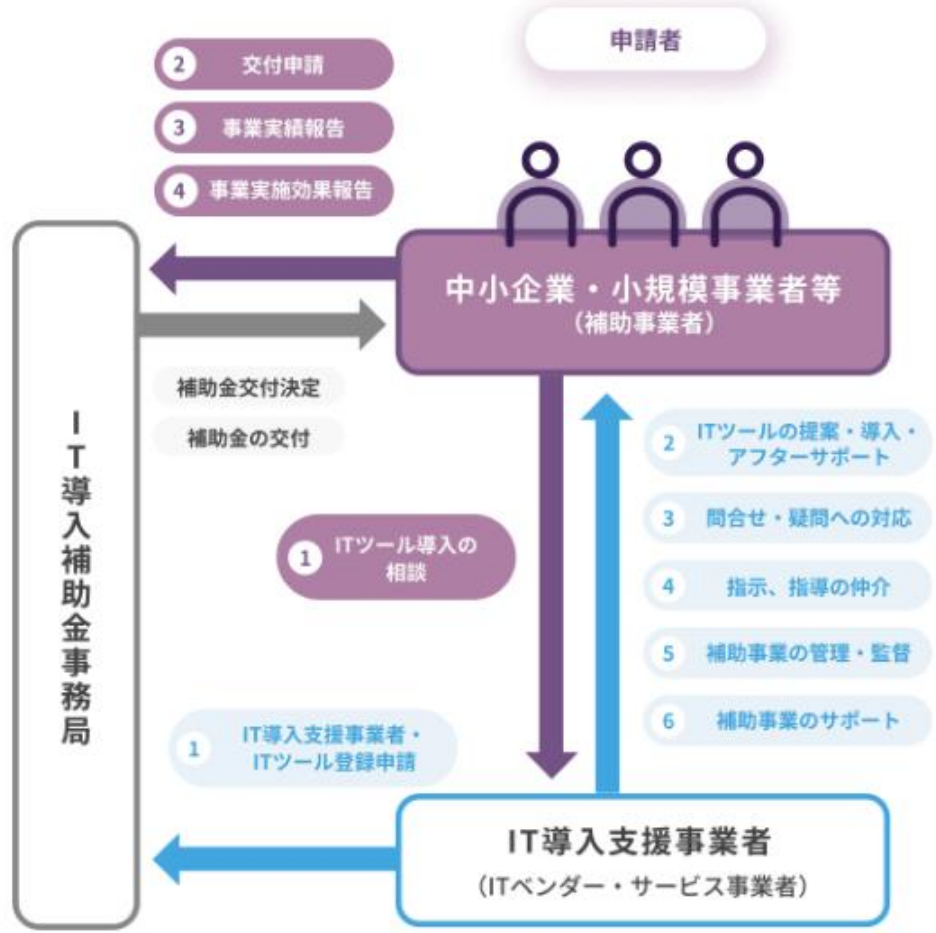

4次締切分	
締切日	2024年6月19日（水）17:00
交付決定日	2024年7月29日（月）（予定）
事業実施期間	交付決定~2024年11月29日（金）17:00
事業実績報告期限	2024年11月29日（金）17:00

5次締切分	
締切日	2024年7月19日（金）17:00
交付決定日	2024年8月30日（金）（予定）
事業実施期間	交付決定~2024年11月29日（金）17:00
事業実績報告期限	2024年11月29日（金）17:00

支援策（ものづくり補助金）

STEP1 CNについて知る ｜ STEP2 排出量等の把握 ｜ STEP3 排出量等の削減

補助金　大企業　中堅企業　中小小規模　生産性向上　設備

ものづくり補助金
成長分野進出類型（DX・GX）
【ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業】

革新的な製品・サービス開発に必要な
設備・システム投資等を支援

- GXに資する製品開発を行いたい
- サプライヤーから排出量の削減を求められている
- 生産性を向上しながら脱炭素に取り組みたい

GXに資する革新的な製品・サービス開発に必要な設備投資等の経費の一部に対し、補助上限額や補助率を引き上げ、重点的に支援します。

取組イメージ

植物由来の特殊プラスチックを成形するための設備投資を行い、
・石油使用量の削減によってCO2排出削減
・顧客ニーズに応じたデザイン設計・機能性向上による付加価値向上
を実現する。

製紙業界の目標にも掲げられている輸送効率が高い軽量紙・軽量段ボールを開発し、貨物輸送で生じるCO2の削減に貢献するための設備投資を行う。

詳細　ものづくり補助金総合サイト
https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html
（製品・サービス高付加価値化枠/成長分野進出類型（DX・GX）をご確認ください）

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

- 雇用の多くを占める中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、**革新的な製品・サービスの開発や生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援**。令和5年度補正予算においては下記の見直し・拡充等を実施。

① **「省力化（オーダーメイド）枠」を新設**し、**補助上限額を大幅に引き上げ、省力化投資を重点支援**

② 現行の枠を見直し、**「製品・サービス高付加価値化枠」と「グローバル枠」に整理統合**するとともに、**今後成長が見込まれる分野（DX・GX）は通常枠よりも補助上限額・補助率を引き上げることで支援を重点化**

予算額	令和5年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」2,000億円の内数
基本要件	以下を満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行 ① 付加価値額　**年平均成長率＋3%以上増加** ② 給与支給総額　**年平均成長率＋1.5%以上増加** ③ 事業場内最低賃金が**地域別最低賃金＋30円以上** ※3～5年の事業計画に基づき事業を実施。毎年、事業化状況報告を提出し、事業成果の確認を受け、基本要件等が未達の場合、補助金返還義務あり。
補助対象経費	＜共通＞機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 ＜グローバル枠のみ＞海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費

支援類型

枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
省力化（オーダーメイド）枠	5人以下　750万円（1,000万円） 6～20人　1,500万円（2,000万円） 21～50人　3,000万円（4,000万円） 51～99人　5,000万円（6,500万円） 100人以上　8,000万円（1億円）	1/2※ 小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3
製品・サービス高付加価値化枠		
通常類型	5人以下　750万円（850万円） 6～20人　1,000万円（1,250万円） 21人以上　1,250万円（2,250万円）	1/2 小規模・再生 2/3 新型コロナ回復加速化特例 2/3
成長分野進出類型（DX・GX）	5人以下　1,000万円（1,100万円） 6～20人　1,500万円（1,750万円） 21人以上　2,500万円（3,500万円）	2/3
グローバル枠	3,000万円（3,100万円～4,000万円）	1/2 小規模 2/3

大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例：補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者（給与支給総額年平均成長率＋6%以上等）に対して、**補助上限額を100万円～2,000万円上乗せ**（申請枠・類型、従業員規模によって異なる。新型コロナ回復加速化特例適用事業者を除く。）／

枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
成長分野進出類型（DX・GX）	5人以下　1,000万円（1,100万円） 6～20人　1,500万円（1,750万円） 21人以上　2,500万円（3,500万円）	2/3

第18次公募終了（第19次公募時期：未定）

支援策（CEV補助金）

STEP1 CNについて知る ＞ STEP2 排出量等の把握 ＞ STEP3 排出量等の削減

補助金　大企業　中堅企業　中小小規模　設備

CEV補助金
【クリーンエネルギー自動車導入促進補助金】

社用車等における
クリーンエネルギー自動車の導入を支援

- 環境性能に優れた社用車を買いたい
- 環境性能に優れた社用車だとPRしたい
- 社会の脱炭素化に貢献したい

導入初期段階にある電気自動車や燃料電池自動車等について、購入費用の一部補助を通じて、初期需要の創出・量産効果による価格低減を促進します。

- 車種により補助金が設定（固定）
- 新規登録・自家用（法人含む）車両を対象
- 車種によっては、外部給電器・V2Hを使用することで災害時の非常用電源としても活用可能

詳細　一般社団法人　次世代自動車振興センター
http://www.cev-pc.or.jp/

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV補助金）の概要

- クリーンエネルギー自動車の普及拡大に向けて、予算を拡充（**R5年度補正：1,291億円**）。
- 自動車分野のGXを実現するためには、車両性能の向上だけではなく、「**電動車が持続的に活用できる環境構築**」も必要。そのため、R5年度補正予算からは**新たな補助額の算定方法**を導入する。
- 具体的には、車両性能や**充電インフラ整備、アフターサービス体制の確保及び災害時の地域との連携**等、「**自動車分野のGX実現に必要な価値**」に基づき、**メーカーの取組を総合的に評価**し、補助対象や金額を決定。

自動車分野のGX実現に必要な価値

①製品性能の向上
- ◆ 電費・航続距離の向上
- ◆ 省エネ法TR制度の対象であること

②ユーザーが安心・安全に乗り続けられる環境構築
- ◆ 充電インフラ整備
- ◆ アフターサービス体制の確保や、整備人材の育成
- ◆ 車両のサイバーセキュリティ対策

③ライフサイクル全体での持続可能性の確保
- ◆ ライフサイクル全体でのCO2排出削減
- ◆ リユース・リサイクルの適正な実施や資源の有効活用　等

④自動車の活用を通じた他分野への貢献
- ◆ 外部給電機能の具備や、災害時の地域との協力　等

補助対象・金額について※

評価に応じて、補助対象・補助額（以下を上限とした複数段階）を決定。

	上限額
EV	85万円
軽EV	55万円
PHEV	55万円
FCV	255万円

※EV, PHEV, FCVについて、メーカー希望小売価格（税抜）が840万円以上の車両は、算定された補助額に価格係数0.8を乗じる。
※超小型モビリティ、ミニカー、電動二輪については、従来制度に基づき補助額を決定する。

今後のスケジュール

3/19：補助額の公表
3/28（予定）：申請受付の開始

※4/1 以降の登録車が新制度の対象
※3/31以前の登録車は、従来制度に基づく補助額とする

EV 電気自動車 Electric Vehicle

PHV プラグインハイブリッド自動車 Plug-in Hybrid Vehicle

FCV 燃料電池自動車 Fuel Cell Vehicle

支援策（カーボンニュートラルに向けた投資促進税制）

STEP1 CNについて知る ／ STEP2 排出量等の把握 ／ STEP3 排出量等の削減

融資・税制等　大企業　中堅企業　中小小規模　省エネ　生産性向上　排出削減　設備

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制
（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

脱炭素化に資する設備導入に係る税制措置

- 工場や店舗等の設備更新にかかる負担を削減したい
- 省エネ投資でランニングコストを削減したい
- CO2排出を削減して取引先にアピールしたい

生産工程等の脱炭素化×付加価値向上を両立する設備を導入した場合、税額控除又は特別償却の適用を受けることができます。なお、業種に関わらず利用が可能です。

※本税制における中小企業者等とは、租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者又は同法第42条の４第19項第７号に規定する中小企業者（同項第８号に規定する適用除外事業者又は同項第８号の２に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除きます。）をいいます。

取組事例

①冷凍・冷蔵ケース
②照明設備　注）令和6年度改正により措置対象外
の更新をすることで、エネルギー消費量を削減し、それに伴いＣＯ2排出量を削減することで、炭素生産性を10.9%向上させる。

①工場及び事務所の屋上への太陽光パネルの増設
②工場の機械室内への蓄電池の設置
③製造工程の見直しにより格段にエネルギー効率に優れた機械装置の導入
を行い、炭素生産性を25.1%向上させる。

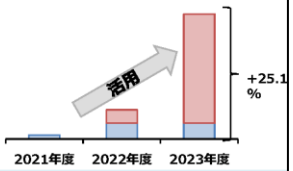

詳細　エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（カーボンニュートラルに向けた投資促進税制）の申請方法・審査のポイント
https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/cnpoint.pdf

---

経済産業省

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

- 2050年カーボンニュートラルの実現には、**民間企業による脱炭素化投資の加速が不可欠**。
- 産業競争力強化法の計画認定制度に基づく**生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備**の導入に対して、**最大10%の税額控除（中小企業者等の場合は最大14%）又は50%の特別償却の措置（注１）する**。

注１）措置対象となる投資額は、500億円まで。控除税額は、DX投資促進税制と合計で法人税額又は所得税額の20%まで。

制度概要　【適用期限：2026年3月31日までにエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定をに受け、その認定を受けた日から同日以後３年を経過する日まで】

生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入

<炭素生産性の相当程度の向上と措置内容>
税額控除率については、企業区分及び認定された計画全体の炭素生産性の向上率によって異なります。

企業区分	炭素生産性の向上率	税制措置
中小企業者等（注２）	17%	税額控除14%又は 特別償却50%
	10%	税額控除10%又は 特別償却50%
中小企業者等以外の事業者	20%	税額控除10%又は 特別償却50%
	15%	税額控除5%又は 特別償却50%

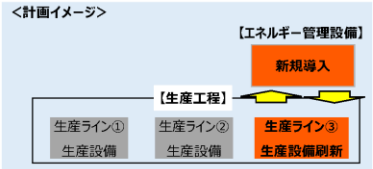

注２）中小企業者等とは、租税特別措置法第10条の５の６第９項第１号に規定する中小事業者又は同法第42条の12の７第６項第１号に規定する中小企業者をいいます。詳細はp.６参照。

※これまでのCN投資促進税制で措置されていた大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備（「需要開拓商品生産設備」）に係る税制措置は2024年度から廃止となりました。

経済産業省

生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入（計画の全体像）

- 設備投資による効果以外も含めて、炭素生産性を３年以内に１５％以上（中小企業者等の場合は、１０％以上）向上させる計画を作成し、認定を受けます。

取組のイメージ

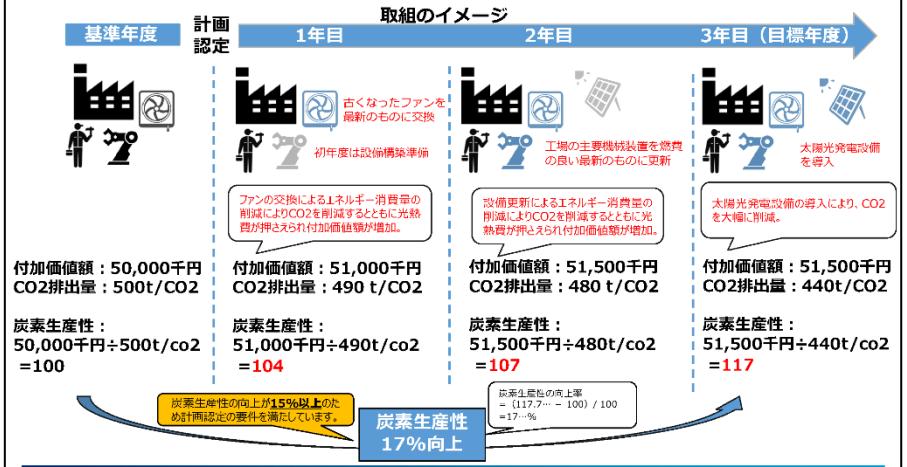

支援策（事業再構築補助金）

STEP1 CNについて知る ＞ STEP2 排出量等の把握 ＞ STEP3 排出量等の削減

補助金　大企業　中堅企業　中小小規模　業態転換　設備

事業再構築補助金
成長分野進出枠（GX進出類型）
【中小企業等事業再構築促進事業】

ポストコロナに対応したグリーン分野での
事業再構築をこれから行う事業者を支援

- GXに資する新規事業を行いたい
- GXに資する業態への転換を求められている
- 事業を再構築しながら脱炭素に取り組みたい

ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組をこれから行う事業者の事業再構築を支援します。

取組イメージ

自動車部品加工を行っている事業者が、設備投資を行い、新たに、電気自動車対応で需要が高まっている全固体電池の製造装置用部品の製造を開始。

HDDの調達、廃棄を行っていた事業者が、設備投資を行い、新たにリチウムイオン電池のリサイクル事業を開始。既存事業のノウハウを活かしつつ、需要増加が見込まれる新業態へ転換。

詳細　事業再構築補助金事務局
https://jigyou-saikouchiku.go.jp/

2．共通要件

- 事業類型ごとの補助対象要件に加えて、共通要件を設けている。

必須要件（全枠共通）

A：事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業である（※１）
B：事業計画を金融機関等や認定経営革新等支援機関と策定し、確認を受けていること（※２）
C：補助事業終了後３～５年で付加価値額の年平均成長率3.0～5.0%（事業類型により異なる）以上増加
　又は　従業員一人当たり付加価値額の年平均成長率3.0～5.0%（事業類型により異なる）以上増加

4．成長分野進出枠（GX進出類型）

- **ポストコロナに対応した事業再構築**をこれから行う事業者への支援を重点化。
- GX進出類型では、特に**グリーン分野**での事業再構築をこれから行う事業者を支援。

成長分野進出枠（GX進出類型）の対象となる事業者

必須要件（Cについては、付加価値額の年平均成長率4.0%以上増加を求める。）に加え、以下の要件をいずれも満たすこと
① 事業終了後３～５年で**給与支給総額を年平均成長率２%以上増加**させること
② 取り組む事業が、**グリーン成長戦略「実行計画」14分野**に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当すること

補助上限額・補助率

	従業員規模	補助上限額	補助率
中小企業	20人以下	3,000万円（4,000万円）	【中小企業】 1/2（2/3） 【中堅企業】 1/3（1/2）
	21～50人	5,000万円（6,000万円）	
	51人～100人	7,000万円（8,000万円）	
	101人以上	8,000万円（１億円）	
中堅企業	－	1億円（1.5億円）	

※補助上限額、補助率いずれの場合も（）内は、短期に大規模な賃上げ（事業終了時点で、①事業場内最低賃金＋45円、②給与支給総額＋6%を達成すること）を行う場合

スケジュール

- **公募期間**
・公募開始：令和６年４月23日（火）
・申請受付：調整中
・応募締切：令和６年７月26日（金）18：00

参考情報

最新の設備を導入して
もっと生産性をあげたい

拠点を増やして
事業を拡大させたい

賃上げをして従業員の
モチベーションを高めたい

中堅・中小 成長投資補助金

1次公募
受付中
令和6年
4月30日まで

中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

地域の雇用を支える**中堅・中小企業**が、足元の人手不足等の課題に対応し、
成長していくことを目指して行う**大規模投資を促進**することで、
地方における**持続的な賃上げを実現**することを目的としています。

投資規模 **10億円**以上が対象

補助上限 **50億円**（補助率1/3以内）

補助金で拠点設立や大規模投資を実施

事業拡大・生産性向上

持続的な賃上げ※により従業員へ還元、
優秀な人材の確保も可能に

※最低賃金の年平均上昇率を上回る
賃上げ（全国平均＋3％／年）

どんな取り組みに活用できる補助金なの？

工場や倉庫、販売拠点などの新設や増築

最先端の機械や省力化できる設備の購入

ソフトウェアの購入や情報システムの構築

※詳しくは公募要領をご確認ください。

事業概要

公募期間：令和6年3月6日（水）～4月30日（火）17時厳守

項　目	内　容
1. 予算額	総額3,000億円（令和8年度までの国庫債務負担含む） ※令和5年度補正予算1,000億円
2. 補助上限額	50億円（補助率1/3以内）
3. 補助事業期間	交付決定日から最長で令和8年12月末まで ※ただし、補正予算の早期執行の観点から、極力、令和6年度（令和7年3月）末までに設備等の支払い・設置を前倒しする投資計画の策定をお願いいたします。
4. 補助対象者	中堅・中小企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等）※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式）も対象となります。 ※みなし大企業や実施する事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外です。
5. 補助事業の要件	①投資額10億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ②補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率以上 ※各都道府県の基準率は公募要領参照。なお、持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求めます（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない。）。

⚠ ご注意　事務局への申請等は全て電子申請となり、申請には「GビズIDプライムアカウント」が必要です。GビズIDプライムアカウントは、専用ホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。アカウントの発行に時間を要する場合がありますので、申請をご検討の方は早めにIDを取得してください。

GビズIDについてはこちら
https://gbiz-id.go.jp/top/

事業の流れ

令和6年

3月6日	4月30日	5月中旬～6月中旬	6月中下旬頃		最長令和8年12月末まで	補助事業終了後3年間
公募開始	公募締め切り	審査（プレゼンテーションを含む）	採択発表	交付決定	補助事業期間	賃上げのフォローアップ

※このスケジュールは、事業内容の変更に伴って改定されることがあります。最新情報については、事務局または経済産業省のホームページをご確認ください。

詳しくは特設ウェブサイト（事務局HP）をご覧ください

経済産業省

特設ウェブサイト
https://seichotoushi-hojo.jp

中堅・中小成長投資補助金サポートセンター
050-3667-8453
平日午前10時～午後5時（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）

（参考）経済産業省関連施策説明資料・動画一覧

- 関東経済産業局では、経済産業省関連施策（令和5年度補正予算・令和6年度当初予算案等）のうち、主に中堅・中小事業者の皆様が幅広く御利用いただける支援策について、資料及び解説付きの説明動画を作成し、ホームページにて公開中。

経済産業省関連施策（令和5年度補正予算・令和6年度当初予算案等）に関する資料及び説明動画を公開しました

関東経済産業局では、経済産業省関連施策（令和5年度補正予算・令和6年度当初予算案等）のうち、主に中堅・中小事業者の皆様が幅広く御利用いただける支援策について、資料及び解説付きの説明動画を作成しました。
分かりやすく説明していますので、是非御覧ください。

中小企業関連施策資料

- 令和5年度補正予算・令和6年度当初予算案関連のポイント（中小企業庁のサイトへ）
- 中小企業関係 令和6年度税制改正について（PDF：3.9MB）

施策説明動画一覧

令和5年度補正予算・令和6年度当初予算等

説明施策（動画）	事業概要	説明担当課
中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金	地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を支援します。	地域経済課
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）（中小企業生産性革命推進事業）	中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援します。	産業技術革新課
小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）（中小企業生産性革命推進事業）	小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等を支援します。	経営支援課
サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）（中小企業生産性革命推進事業）	業務効率化やインボイス制度への対応のために、中小企業等が取り組むITツールの導入を支援します。	デジタル経済課

・
・
・

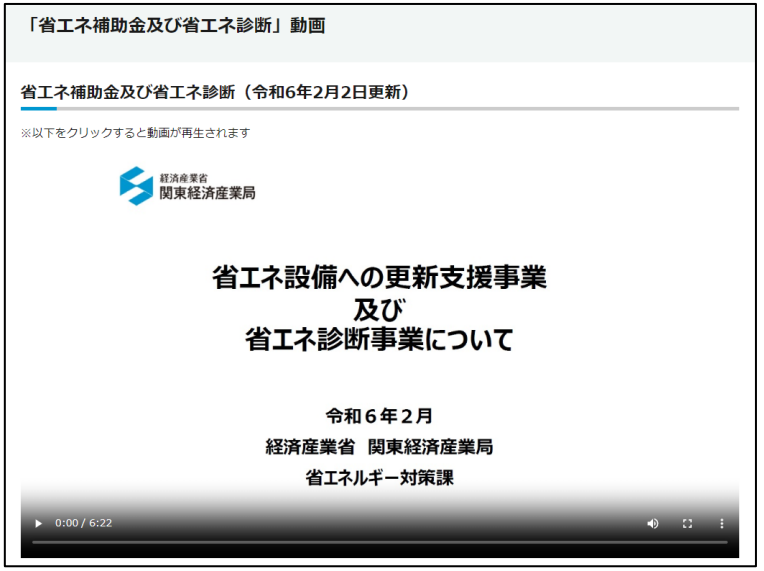

（出典）関東経済産業局 https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/movie_index.html

（参考）エネルギー広報・温暖化対策（メールマガジン 「エネマガ」）

- 関東経済産業局ではエネルギーに関連する最新情報を掲載したメールマガジンを配信（約3,500名）しています。

- エネルギーに関するセミナー等のイベント案内
- エネルギー・温暖化対策に関する補助金等の情報提供
- 週１回程度配信予定

関東経済産業局　メルマガ　　検索

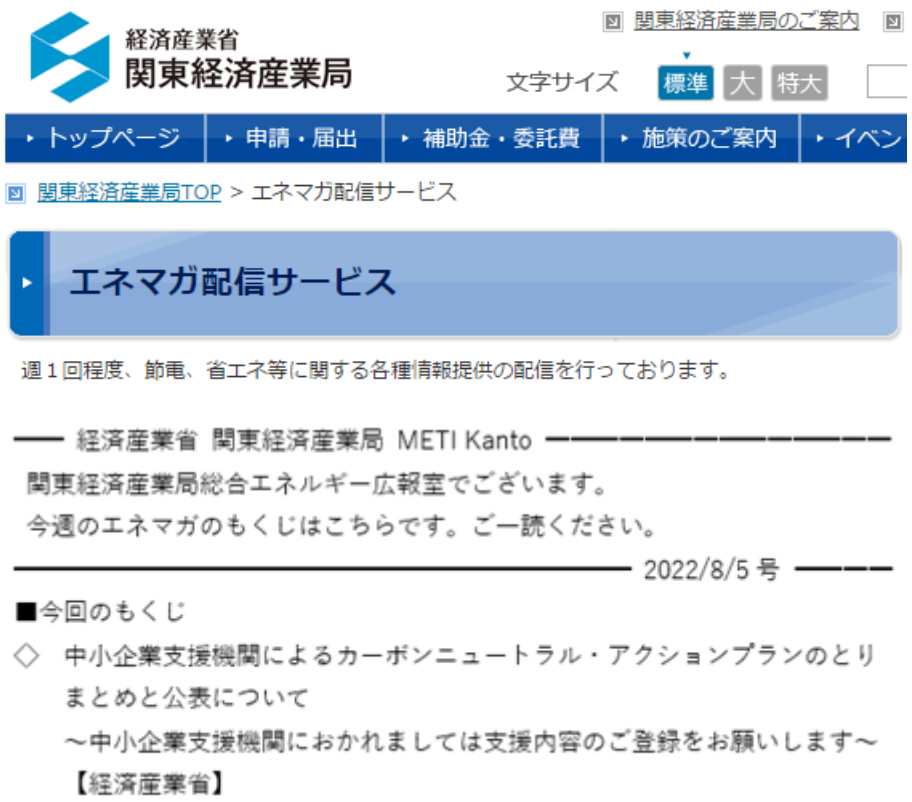

◆お問合せ先◆

関東経済産業局　総合エネルギー広報室

TEL：048-600-0356
メール：bzl-kanto-enekoho@meti.go.jp

お問い合わせ先

関東経済産業局 資源エネルギー環境部
カーボンニュートラル推進課

bzl-kanto-cn@meti.go.jp

※支援施策によっては募集が終了している場合や
内容（要件、申請時期等）が変更される場合もございますので、
ホームページ等にて最新の情報をご確認ください。

三陸・常磐もの
ネットワーク
SANRIKU JOBAN MONO NETWORK

MEET ME AT
＼EXPO 2025!／

OSAKA, KANSAI, JAPAN
EXPO 2025